

国保特集

お問い合わせは

総合窓口課保険年金グループ ☎23-6410

国民健康保険の届出 ~こんなときは、必ず、14日以内に届出をお願いします~

国民健康保険に加入するとき

- 北海道以外から転入してきたとき
(※職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険をやめたとき
- 職場の健康保険の被扶養者ではなくなったとき
- 子どもが生まれたとき

国民健康保険をやめるとき

- 北海道以外に転出するとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 職場の健康保険の被扶養者になったとき
- 加入者が死亡したとき

国民健康保険の資格を継続するとき

- 北海道内のほかの市町村へ転出、または稚内市へ転入するとき
- 市内での住所異動や戸籍の届出などで住所や名前が変わったとき
- 修学のため、他の市町村に住所を定めるとき(学生証もしくは在学証明書が必要です)

※これらの届出には、ご本人確認できるもの・印鑑・保険証・各種証明書(健康保険資格取得・喪失証明書)・マイナンバー(個人番号)が必要となります。国保の加入の届出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となる場合があります。また国保の加入日は、他の健康保険の資格が喪失となった日からとなり、保険税もさかのぼって納めていただくこととなりますので、手続きは速やかにお願います。

〈本人確認できるもの〉

- ◆1点の提示で確認できるもの
(例) マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど
- ◆2点以上の提示が必要なもの
(例) 被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された書類(氏名及び生年月日または住所の記載があるもの)など

国民健康保険税の口座振替のお願い

国民健康保険税の納付は、確実に便利な口座振替をご利用願います。

手続きは、通帳と印鑑(通帳でご利用のもの)をご用意のうえ、取引金融機関または市役所の窓口で行うことができます。※ゆうちょ銀行をご利用される場合は、直接、郵便局窓口で手続き願います。

特定健康診査を受診しましょう!

生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

対象者は国保に加入する40歳~74歳までの方で、健診は無料で受診できます。

健診のお知らせ(受診券)は4月末に発送を予定しています。お知らせが届きましたら、1年に一度、皆さんの健康づくりとして特定健診を受診しましょう。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存知ですか?

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

ポイント1 先発医薬品より安価で、経済的です。

患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。

※価格は品目ごとに様々ですが、先発医薬品の半額以下の薬もあります。

ポイント2 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています。

※薬の形、色や味は、先発医薬品と異なる場合があります。



「ジェネリック医薬品希望カード」や「ジェネリック医薬品希望シール」を利用しましょう。

※希望シールについては、総合窓口課保険年金Gにて配布しております。

医師・薬剤師の先生へ「ジェネリック医薬品」をお願いします

- 変更可能であればジェネリック医薬品(後発医薬品)へ変更をお願いします。
- ジェネリック医薬品が処方できない、適切でない場合があることも理解しています。

氏名

病院内で薬をもらう場合

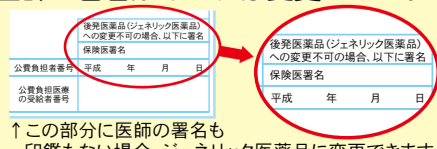
カードを切り取り、保険証や診察券などと一緒提示するなどして、「私の薬はジェネリック医薬品に変更できる薬ですか?」などとお医者さんに相談し、新薬からジェネリック医薬品への変更の意向を伝えてみましょう。

※ジェネリック医薬品希望シールをご利用の場合は、被保険者証やお薬手帳の余白スペースに貼ってご利用ください。

薬局で薬をもらう場合

処方せんにある「ジェネリック医薬品への変更不可」の欄に、医師の署名がなければ変更できます。

カードを薬剤師さんに提示して相談しましょう。



↑この部分に医師の署名も印鑑もない場合、ジェネリック医薬品に変更できます。